

平成23年11月8日

第2333号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 争議行為の予告（468、469・雇用労働政策課）……………1
- 基本測量実施の通知（470・建設管理課）……………2
- 公共測量実施の通知（471・建設管理課）……………2
- 建設業の許可の取り消し（472・秋田地域振興局総務企画部）……………2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）……………3
- 土地改良区の役員の就任の届出（山本地域振興局農林部）……………3

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（17・教育庁総務課）……………3

告 示

秋田県告示第468号

平成23年10月3日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、公表する。

平成23年11月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 事件

- (1) 労働条件に関する事
- (2) 一時金及び手当に関する事
- (3) 運営に関する事
- (4) その他

2 日時

平成23年11月10日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

3 場所

鹿角市花輪字向畑18番地	かづの厚生病院
北秋田市下杉字上清水沢16-29	北秋田市民病院
能代市落合字上前田地内	山本組合総合病院
南秋田郡八郎潟町川崎字貝保37番地	湖東総合病院
秋田市飯島西袋一丁目1番1号	秋田組合総合病院
由利本荘市川口字家後38番地	由利組合総合病院
大仙市大曲通町1番地30号	仙北組合総合病院
横手市前郷字八ツ口3番1	平鹿総合病院
湯沢市山田字勇ヶ岡25番地	雄勝中央病院
秋田市八橋南二丁目10番16号	秋田県厚生連本所

4 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、デイケア、予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第469号

平成23年10月25日中通病院労働組合執行委員長森茂から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、公表する。

平成23年11月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 事件

- (1) 職員増員に関する事
- (2) 一時金及び手当に関する事
- (3) 労働条件の改善に関する事
- (4) その他

2 日時

平成23年11月11日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

3 場所

秋田市南通みその町3番33号	社会医療法人明和会本部
秋田市南通みその町3番15号	中通総合病院
秋田市中通六丁目1番58号	中通リハビリテーション病院及び中通歯科診療所
秋田市土崎港北六丁目1番5号	港北中通診療所
秋田市南通みその町4番17号	中通健康クリニック
秋田市仁井田潟中町2番41号	ふき健診クリニック
秋田市檜山登町3番18号	中通高等看護学院
秋田市中通五丁目9番22号	中通訪問看護ステーション及びケアプランセンター
大仙市大曲上栄町6番4号	大曲中通病院
大仙市大曲上栄町4番3号	大曲中通歯科診療所及び大曲訪問看護ステーション
大仙市大曲日の出町二丁目3番27号	大曲みなみクリニック

4 概要

救急外来患者及び入院患者の保安要員若干名を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第470号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年11月8日

秋田県知事 佐竹敬久

1 作業の種類

基本測量（地震後の地殻変動検出のための水準測量）

2 作業を行う地域

にかほ市、由利本荘市

3 作業を行う期間

平成23年11月1日から平成24年2月29日まで

秋田県告示第471号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定より、次のとおり仙北市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年11月8日

秋田県知事 佐竹敬久

1 作業の種類

公共測量（都市計画図作成）

2 作業を行う地域

仙北市角館町の都市計画区域全域及び仙北市田沢湖生保内の用途地域全域

3 作業を行う期間

平成23年9月13日から平成24年3月15日まで

秋田県告示第472号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年11月8日

秋田県知事 佐竹敬久

1 処分をした年月日

平成23年10月27日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

小野工務店
男鹿市北浦北浦字五輪野183番地9
小 野 文 男
秋田県知事許可（般-19）第1218号

- 3 処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年10月27日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年11月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成23年10月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
（変更前）NPO法人 障がい者雇用促進ネットワーク
（変更後）NPO法人 障がい者雇用促進ネットワーク アクール
- 3 代表者の氏名
木田橋 真 弓
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市川尻町字大川反233番15号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、リサイクル技術を習得する作業手順の指導を行う研修及び就労を支援する事業を行い、障がい者が社会に必要とされ社会的認知を高めることに寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
 - (1) 名称
 - (2) 事業

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東雲原土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年11月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名
能代市比八田字十二ヶ村44番地

柿 崎 祐 一

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第17号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成23年11月8日

秋田県教育委員会委員長 佐 藤 一 成

- 1 日時
平成23年11月10日午後2時
- 2 場所
教育委員会委員室
- 3 案件
 - (1) 平成24年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）について
 - (2) 秋田県立図書館協議会委員の任命について
 - (3) その他

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号